

令和7年度 第4回 東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和8年2月18日（水） 午後7時00分～午後9時00分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之会長、坪田のりこ副会長、岩澤晶子委員、寺田美奈委員、高橋光委員、浅見僚子委員、内田かほ里委員、池邊照彦委員、井原恵子委員、北川綾子委員、高木愛望委員、篠宮鳴委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、こども家庭センター長、福祉保健部健康課長
子育て支援課主査、
こども政策係長、こども支援係長、母子支援係長、こども家庭センター主査

欠席者 矢部晶代委員、水落真穂委員、矢崎新士委員

傍聴者 2名

会議の議題

- 1 開会
- 2 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について
- 3 令和7年度以降の保育等の需要と提供体制等について
- 4 こども・若者に関するアンケート調査報告書について
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

・会長

ただいまより、令和7年度第4回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。本日、水落委員、矢崎委員、矢部委員から欠席する旨の事務局宛てにご連絡が届いております。また、池邊委員におかれましては、遅れて出席いただけるということでご連絡をいただいております。委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。それでは、事務局より本会議の議題内容等についての説明をお願いいたします。

・こども家庭センター長

本会議の議題内容等に関しまして、ご説明させていただきます。お手元にご配付させていただいております次第の通り、2. 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について、3. 令和7年度以降の保育等の需要と提供体制等について、4. こども・若者に関するアンケート調査報告書について、5. その他でございます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、あらかじめご承知ください。

・会長

本日、会議終了予定時刻は午後9時となっておりますが、もとより慎重審査を妨げるものではないかと存じます。皆様におかれましては、この点を踏まえて円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは、ここから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認しますが、本日傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

・こども政策係

いらっしゃいます。

・会長

本日傍聴者の方がいらっしゃるということで、入場をお願いいたします。傍聴の方、着席されましたので、事務局の方から本日配付資料の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を守り、議事に批評を加える、また、拍手その他の方法によって可否を表さない、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないということ等の事項をお守りいただけるよう、よろしくようお願い申し上げます。

・こども家庭センター長

それでは配付資料について確認させていただきます。今回事前に配付させていただきました資料は3点でございます。まず、資料1「東久留米市子ども・若者に関するアンケート調査報告書(案)」の2「概要版 東久留米市子ども・若者に関するアンケート調査報告書(案)」。資料2「東久留米市子ども計画策定に関する意見聴取分析結果」。さらに本日新たに机上に配付させていただきました資料は2点でございます。資料3「乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について」、資料4「令和7年度以降の保育等の需要と提供体制について」です。

・会長

ありがとうございます。資料の不足等がありましたら挙手にてご発言いただければと思います。事前にお配りしておりますので、今日お持ちでなければ予備がございます。

2 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について

・子育て支援課長

乳児等通園支援事業の認可及び利用定員等について、子育て支援課よりご説明させていただきます。乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」については、全てのこどもの育

ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる事業として、来年度令和8年度から全国の自治体において実施していく事業となっております。この事業の対象児童としましては、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から3歳未満の未就園児となっております。実施できる事業所としては保育所や幼稚園、認定こども園などの施設が対象となっております。この乳児等通園支援事業の利用定員につきましては、子ども・子育て会議に諮問させていただいております。今回、市内で4月より事業を実施する事業所がございますので、この会議で扱っていただくものとしてございます。乳児等通園支援事業につきましては、東京都の上乗せ事業が示されておまして、この上乗せ事業において対象年齢は未就学児、利用者負担は上限額まで無償とされておます。そうした違いはございますが、本日ご確認していただくのは国の事業としての利用定員ということになります。それでは資料に沿って、事業所の説明をさせていただきます。名称は「あそか保育園」。所在地は下里4丁目1の21。区分としましては一般型乳児等通園支援事業となっております。事業者名は社会福祉法人慈光会です。利用定員は6名となっております。利用定員1月あたりを換算しますと1,056名となっております。認可基準にかかる項目として、保育室と保育士の項目を記載させていただいております。保育士については4名、うち専従は2名となっております。裏面に参考として各基準を示させていただきます。例えば一番下のところがございますが、乳児等通園支援事業従事者の数、保育士の数でございますけれども、乳児はおおむね3名につき1人以上、満1歳以上3歳未満の幼児はおおむね6人につき1人以上とされておまして、そのうち半数以上は保育士というような基準がございます。こちらの乳児等通園支援事業につきましては、来年度の中で準備ができた事業所から順に実施していく見込みとなっております。準備が整いました場合には他の事業者についてもこの会議に諮ってまいりたいと考えております。

・会長

ありがとうございました。ご質問やご意見などありましたら挙手をいただき、指名された後ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。先ほど事務局の方からもありました通り、こちらの議題、資料等につきましては諮問事項でございますので、この会議で皆さんにお諮りさせていただくということになります。私の方から少し補足をさせていただきます。資料3の表面に6名ということ。1時間あたり6名で、8時間の稼働。これに22日を掛けると1,056になるということになります。それから保育士が4名ということで、裏面を見ていただきますと下段から3番目、3行目。乳児おおむね3人につき1人以上ということで、6名ですので、専従が2名。こちらの「あそか保育園」さんは他にも保育事業をされておますので、保育士が十分に加配されていらっしゃるって、兼務しながら4名体制で充実した支援を行うという建て付けではないかと思いますが、事務局合っていますか。

・子育て支援課長

はい。こちらの「あそか保育園」につきましては、今「一時預かり事業」という事業を実施しております。その事業の中で確保している部屋を半分に分ける形で、人員も半分に分ける形で、今回乳児等通園支援事業を実施するというような形になっております。

・会長

ありがとうございます。裏面見ていただきますと具体的に1人につき何平米というような記載がございます通り、こちら基準に従って必要な定員数、必要な面積、必要な保育士を配置しているというような形かと思います。この点につきまして、いかがでしょうか。特に市役所の方としては確認をされている事項でございますので、これに云々というのはないと思いますが、例えば何かご質問があれば挙手にてお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

・高橋委員

一時預かりの制度と今回のこの制度を、どうやって自分の中で整理して受け止めれば良いかなというのを教えていただければと思います。

・子育て支援課長

一時預かり事業との違いになりますけれども、まず一つは目的や趣旨が違うという形になります。一時預かり事業のメインの対象となるのは、保護者の方が何かご事情があって家庭での保育が難しい場合に利用していただく、またレスパイトといった目的で使っていただくということで、ある意味「保護者を見たサービス」となっております。この乳児等通園支援事業については、もちろんそういった使い方も認められてはいますが、メインの対象は「こども中心」に捉えていて、実施する園において他の在園児等もいる中でお子さんと関わっていく、そういったところで育ちに寄与していく事業として位置付けられているというところで、まず趣旨や目的が違うということ。それと、今回その乳児等通園支援の利用については、国の方でかなり大きなシステムを用意してございまして、実際にこの事業を利用する際にはその国のシステムにアクセスして予約を取っていくというような形になっております。これは市内の事業所に限らず、利用対象として認定された方は市外、例えば埼玉や都内の他市の事業所も予約を取って利用することができるような事業となっています。一時預かり事業も必ずしも市内に限定したのではなく、利用にあたっては個々の事業所にそれぞれ電話等で問い合わせしていただいて、利用までの流れは違う形になるんですが、この乳児等通園支援事業については国の統一の利用方法が整備されているところで、そのような違いはあります。

・会長

裏面のところにも対象となる年齢、こういったことも記載されておりますので、合わせてご確認いただければと思います。また、今回だけではありませんが、特に乳児を保育する事業所においては、うつ伏せによる窒息という事故があったりということで、この保育士が3名につき1人以上という基準の中で正しく保育をしていくことの流れかなと感じているところです。他に何かご質問等ございますか。

・井原委員

読み込んでいないので申し訳ないんですけども、利用する方というのは制限があるんですか。例えば、1回利用したらもうパスというような時間制限とか、何度も利用できるのかというのがよくわからなかったところです。

・子育て支援課長

利用については、国の事業とすれば1月の上限が10時間とされております。先ほど少し口頭で説明させていただいたところですが、東京都においては都が上乗せ事業を設ける形になってございまして、その上乗せ事業を活用した場合には、特に制限はないというような形になっています。

・会長

ありがとうございます。事務局にお願いなんですけど、委員の方からご質問いただいた時に、先に回答を言っていただいた後に背景を述べていただけると助かります。内容が非常に複雑化していますので、背景を聞いている間に「何の質問だっけ」と思うこともあるので、先にご回答いただいた後にその背景をいただくと助かるかなと思います。他にいかがでしょうか。

・寺田委員

よろしくをお願いします。この事業がこどもが対象ということで、預かっていただけるこどもの特性というか、そういった条件みたいなものはあるのでしょうか。

・子育て支援課長

はい。条件としましては、保育所等に通っていないお子さんということが一つと、あと対象年齢ということがございます。

・会長

それで大丈夫ですか。例えば医療的ケアを必要とするとか、そういう意味と僕は捉えたんですけど、今の回答でよろしいでしょうか。

・寺田委員

今の回答でそういうことはないかと捉えたんですけど。

・子育て支援課長

例えば障害児であるとか、医療的ケア児、そういった場合については、このサービスを使うにあたって一度直接面談をしていただくような制度となっております。その中で必要な配慮等を事業者とご相談していただいた上で利用していただくような仕組みになっています。

・会長

ありがとうございます。門戸は広く取っていますけど、とはいえそのケアができなければ保育園も引き受けることはできないし、それがひいては利用者さんの不利益になるということだと思います。特性や年齢の基準とか決められているので、医療的ケアを可能かどうかも含めたところで面談を行った後に、対象者を時間あたり6名という形の中で決めていくという理解でよろしいですか。他に質問ございませんか。

・池邊委員

定員6名ということなんですけれど、対象年齢が満1歳から3歳ということですが、満1歳の

お子さんが6人と3歳のお子さんが6人では保育士4人で対応する時に、非常に差が出てくるといふ風に考えるんですが、この6人というのは例えば1歳児が4人であつたらそれでいっばいか、3歳児だつたら6人までオッケーとか、そういう違いが発生するのかどうか。それとあと、保育の時間が何時間というのがないんですが、食事の提供等々はどのようにされるのかという2点、伺いたいと思います。

・子育て支援課長

定員の考え方になるんですけど、この6名についてその年齢ごとの内訳は、特に認定にあつて内訳を示す形にはなつていません。事業者の方でこの予約枠をシステム上に設定する際に、0、1、2歳が2名、2名、2名なのか、0歳はやらずに1歳と2歳だけで定員を半分にするのかというような裁量は事業者にあるという形になっております。それと食事についてなんですけれど、1日通して利用していただく場合にはお昼をどうするかということだと思ふんですが、2パターンございまして、一つは持ち込んでいただく形になります。お弁当等を持ってきてそれをお子さんが召し上がつていただくという形と、あとは実費、また別に費用が必要になるんですが、園の給食施設がある場合、提供している場合には園の給食と一緒に食べていただくという形になります。アレルギー等の関係もあるので、事前の面談などでそういったところを確認していくような流れになっています。

・会長

国基準でこちら作られていますので、何歳児で最低限、この範囲の中で最低限3人に1人の保育士を当ててくださいというのは国基準です。この国基準に従つて行つていく。基本的にこちら利用される方は1日8時間を目安で運用されていきます。8時間の中で、これ書いてある通り「1時間あたり」って書いてありますので、1時間ごとに分けていくわけですね。6人が全員8時間やるわけではないということなんです。その8時間やるとなると午前と午後が被るので、その間の食事はどうするのかという話になると。食事どうするかという話になつた時に、ご自宅からお弁当を持参されてもいいし、この保育園の中で提供できるような環境があるならばそこで提供していただいても構わないと。ただしアレルギーに関しては非常に大事なことです。それは面談の中でしっかりとアレルギーについてのヒアリングをしつつ、運用をしていくというのがこの流れでございます。池邊委員、最初ちょっと冒頭いらっしやらなかつたので改めてですけど、この6名で1ヶ月あたり1,056名というのも、6人が8時間予約をして22日稼働で回つた時の人数が1,056名となりますということです。質問の意図としては合つていますか。

・池邊委員

ちょっと違います。

・会長

諮問事項ですので、皆さんからいろんな意見を聞きたいと思ひます。

・池邊委員

一時保育の場合、午後から来るパターンってなかなかないので、朝から皆さんいらっしやるだ

ろうと思うんですけども。1歳のお子さんを6人預かるとなると、法的にはそれでオッケーなのかもしれないですけど、保育士の負担とかそういった部分というのは非常に大きくなるんですね。ですからそういう場合というのは先ほど説明にありましたけれども、園の裁量があるということでしたので、1歳児が4人も申し込みしたらその部分でもうシャットアウトするわけですよ。それから先はもう予約ができないというのは、そういうことが起こり得るんだろうなと私は理解をしています。低年齢のお子さんがたくさん来てしまった場合には、保育士が4人でそれを担当するというのは非常に難しくなるということなので、その場合には、小さいお子さんの予約がパパッと入った時点で、残りの1枠なり2枠なりというのはもう園の方で裁量として消していくということが可能だったりするわけですよ。場所によって。そういったことをされるのかどうかと。この6人なら6人マックスで来たら、もう1歳だろうが3歳だろうが関係なく受けるんだろうかということ若干疑問に思ったんですが、先ほどのお答えでは、ちょっと園の方に裁量があるということだったので、年齢によっては少しそういう調整をされるということをおっしゃったのかと私は理解をしたんですが、そうではないですか。

・子育て支援課長

予約枠については、事業者とすれば当然引き受け可能な予約枠を、予約していただいたけれど使えませんという状況にはならないように、実際の提供できる定員を設定してやっていく。何か不測の事態、確保ができない場合にはそうした形にはなるんだろうという認識でございます。定員の設定については、もちろんそういったことを踏まえて事業者がその年齢の部分、例えば、いつもだったら0、1、2歳が2名、2名、2名で設定されていたものが、どこかの月はちょっと違う定員が示されるということは、予約の設定としてあるだろうと思っております。

・池邊委員

そうなんですかね。それを予測して定員を設定するというのは非常に難しいんじゃないかなと思うんですが。保育士がどうしても確保できないということであれば、じゃあこの日は定員1で出すねとかそういうことはあるのかもしれないんですが。毎日オープンで6人開けていて、予約が入ってなければその保育士たちは1日何も仕事がないということになるんだろうか、どうなのかと思うので。多分、予約が入った時点で人員をアレンジしていくということの方が合っているのかなという風に思うんですね。その時にはマックスで1歳児が8時間6人預かるということになると、それ保育士的にも非常に難しいですよ。4人が4人、朝から晩まで8時間働くかとかきっとそんなことはないので。園の立場からすると、そういうことにならないように多分定員枠というのを裁量の中で設定をすることができるのかな、と思ったんですね。少なくとも私の園では若干そういうことをしているというところがあると。

・会長

今、池邊委員のご発言についてご回答が来るとは思いますけど、他の委員の皆さんから何か「私もそう思う」とか、何かご意見があれば是非お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうですか。

・坪田委員

園の中の動き方としてはおっしゃる通りなのかと私も感じました。4月からではないですが、年度の途中からスタートできるように準備をしている園の一つでもあります。池邊委員のおっしゃるような感じで考えています。設定はしますが、やはりここでも「あそか保育園」の場合は専従2名とあとの2人は多分フリーで動いている人で予約が埋まればそちらに回るし、予約がなければ他のクラスを見るとかフリーに回るとかという感じで、フレキシブルに動ける人がいるという方がやはり運用に際しても非常に弾力があるということで、そうやっていらっしゃるんじゃないかなと私も思ったので、おっしゃる通りではなかろうかと私も思いました。

・会長

他にいかがでしょうか。親の感覚からでも結構ですけども、何かご意見ありますか。

・高橋委員

親の立場でというところなので、申し込む時に「何歳が大丈夫です」みたいな表示がされるのかなと今の話を伺っていて感じたんですけど。そうするともうかなり限定的になってしまうので、選択肢が、入るのが大変そうだなという印象を受けていて。割とこの制度って「預けられますよ」みたいな前向きなお話で始まっているかと思うんですけど、「いや年齢で区切られるんです」とかいろんなご事情あると思うのももちろんしょうがないですけど。そのあたりの制限というのが、システムの利便性と、元々の制度の趣旨の前向きさと、どういうバランスを取られるのかなというのが気になりました。

・子育て支援課長

実際にご利用される際には、そのシステム上で保育施設にアクセスして、何歳の定員が何名、何歳の定員が何名というのを見て予約をしていただく形になります。ですので、事業者によっては0歳の取り扱いがないとか、それぞれの定員の設定があるようになりますので、事業者によって受け入れする事情に違いが出てくるということは、想定される部分ではあります。

・会長

ありがとうございます。ちょっと私から質問ですけど、マックス6名ということは分かるんですけども、今の話ですと、例えば事業の方で「何歳児何名、何歳児何名」と決めたとします。それというのは先着順なのか。そこにアクセスを皆さんがした時に、まだ決まっていなかったら決まっていなくて全然運用決まっていなくて結構なんですけど、どうやってその倍率を決められるのかというのはやはり関心事だと思うんです。ちょっとそこを預ける側とすると結構気にはするかなんて思っているんですけど、現時点で、これから運用されることですので、いろんな課題が出てくる中で、枠組みで結構ですのでご回答できればお願いします。

・子育て支援課長

基本的にそのシステムを使っただけの予約は、先着順みたいな形になる。ただ、実際には事業者の中で、定期的に使うような予約を直接受けることもできます。そういった中で、例えば1名は直接園に来られて使いたいとお話をされたというところで予約として入れる場合には、その月の予約は例えば定員6名に対しては、初めから5名分しかシステム上は出ないとか、そういったよう

なことは運用としてはありうるということです。

・池邊委員

今のお話ですと、公平感に欠ける気がしますね。「近い人は直接行って申し込めばいい」という話になりますよね。多分そうではないと思います。

・会長

ただ情報は同じタイミングで出されるので、今事務局からお話があったように「近いからすぐアクセスできるからすぐ行けるから1番だ」ということには僕はならないと思うんです。オープンになったタイミングというのは分かっている状況にはなるので、それはそうかなと思うんですけど。心配するのは「1時間ごと」じゃないですか。お迎えに来たり、その1時間終わった間際の動作って結構煩雑になるはずなんですよ。その時に本来の定員の保育士さんがいらっしゃるけれど、サポートが必要になってきて前後10分ぐらい取られるとなると、その後に入ってくる次の1時間のこの枠とか、そういったところで、少しある意味バッファみたいなものを取るような仕組みができると安心かなとも思います。いずれにしてもまだこれから始まっていく中で、運用していく中で利用者さんの声を拾って国の方も改善していくと思っています。今こちらの裏面にある状況、国が定めた状況の中で最低限これはしなければいけないというところで言えば、あそこ保育園は基準以上の保育士を入れてこれに当たる。ただし、この会議で皆さんがご質問いただいたような不安事項があるということを経験の内容として、市長の方にお伝えをするというような形を取りたいと思いますけども、いかがでしょうか。

ということで、資料3におきましては利用定員の設定等について、諮問を受けておりますので答申を取りまとめる必要があります。皆さんから頂いた貴重なご意見ですね、答申については事業者が申請した内容の通りとするんですけども、事務局と色々調整しながら弾力的な運用についての検討も、合わせて行っていただければと思います。一旦資料3についてはこちらの方で終わりにさせていただきますが、後ほどまたご質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。

3 令和7年度以降の保育等の需要と提供体制等について

・子育て支援課長

それでは資料の説明を始める前に、これまでの国の動きの経緯を説明させていただきたいと思えます。国では「新子育て安心プラン」という計画に沿って待機児童の解消と女性の就業率の上昇に対応してきたということがございます。この計画に代わる次のものとしたしまして、市町村ごとに保育提供体制の確保のための実施計画を作成することとされておりまして、策定にあたっては子ども・子育て会議にてご意見を伺うことを国の通知において示されております。そうしたことから資料としてご用意させていただいております、「令和7年度以降の保育等の需要と提供体制等について」ご説明をさせていただきます。7年度は実績という形で資料としてお示ししてございます。今回の資料の内容は、基本的には「第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」の保育の量の見込みと提供体制、この内容を落とし込んだものとなっております。まず区域についてですが、計画では各市の様々な状況等を総合的に勘案しまして区域を定めるものとされておりまして、当市におきましては、これも事業計画にお示ししているところでございますが、市全

体を一つの提供区域としてございます。次に、各年度の量の見込みと計画数等になりますが、就学前児童数、申込者数、それから計算されます申込率、利用定員等につきまして、各年度ごとに数字の方を落とし込んでおります。令和7年4月1日の実績以外は、これは事業計画の数字を落とし込んだものとなっております。次にページを進んでいただきまして、申込者数、保育ニーズの算定の考え方でございます。こちらの数字の作り方でございますが、各年齢の部分は基本的に同じような作りになってございまして、就学前児童数につきましては事業計画の策定で利用した人口推計を使用していると。また申込率につきましては、計画策定にあたり実施しました調査により見込んだ申込率を使用しております。次に、保育需要と提供体制における課題についてです。こちら国に、来年度申請する支援の事業といたしましては、「保育士の宿舎借上げ支援事業」、また「利用者支援事業（特定型）」、こちらについて申請する予定となっております。それぞれ事業に関わる課題についてでございますが、宿舎借上げ事業につきましては、事業計画における保育の提供体制を確保するために、市内の全ての保育施設等において保育士を今後も確保する必要があることから、こちらの事業を活用していきたいというものになってございます。また利用者支援事業につきましても計画において、保育を必要とする市民の方に対して市全域で保育施設等の情報を周知しまして、利用者支援を図る必要があるというところでございます。それぞれの事業の概要は、項目として「財政支援を必要とする理由」というところで、事業の内容的なところになりますけれども、宿舎借上げ事業につきましては保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部または一部を支援する事業となっております。市内の保育施設等の保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備し、保育の提供体制を確保するための事業となっております。利用者支援事業につきましては、保育を必要とする市民の方に対しまして、個別のニーズを把握して利用者支援等を行うことにより、市内の事業者とのマッチングを図り、保育施設等を円滑に利用してもらえるようにするための事業となっております。この2つの事業につきまして、前段ご説明させていただきました計画を踏まえて取りまとめてまいりたいと考えてございます。資料についての説明は以上となります。

・会長

ありがとうございます。こちら資料4について、何かご質問等ございましたら挙手にてお願いいたします。

・池邊委員

「保育施設等」となっているんですが、等というと、放課後児童クラブ（学童）施設も入るんですか。単純に言うと、児童館学童クラブにも保育士が存在するんですけれども、そこは含まれるんですか。

・子育て支援課長

宿舎借上げの部分ですか。

・池邊委員

そうですね。

・子育て支援課長

学童保育事業は特に対象になっていないです。

・会長

私の方から補足ですけども、かなり前の会議で、保育の需要と提供体制で、この表に「保育提供区域 全域」って書いてありますよね。どういう意味かというのを、お話しさせていただきます。全域にするという考え方は、例えば東京都であると青梅市ってありますね。青梅市って山があつて、場所によって保育対象児童の人数が偏在するんですよ。地域の中において、色々とバイアスがかかりますよねという議論がそもそもして東京都の中でも出されたところなんです。東久留米は全域というところを計画をする時に、その偏在もバイアスも加味した状態で数値を管理しましょうという形を取りました。この東久留米と同様の形を取ったところの方が、私の記憶だと多い。でも全域に囚われないでその偏在を加味しながらやっているところもゼロじゃなかったはずなんです。なので、東久留米としては過去の事案において、保育のこの需要と提供の体制については全域で見ましょうということが、すでに決定事項でこれまで進んでいます。この会議でも議題として取り上げてお話をさせていただいた経緯があります。この数値の作り方、算定の仕方においても今課長の方からおっしゃっていただいたように、こちらの考え方もそれに従って、国との考え方と準拠してこういう方法で行きましょうねということも確認をさせていただいて、結果的にこういう数値が出されたという流れになっています。ですので、今回この資料4に関しては、数字そのものが「何でこういう根拠なんですか」と言われたら、もうすでに散々議論した後に「これでも問題ありませんね」という形で進んでいるので、そこに対して議論するのはあまり建設的ではないんですけども、是非皆様の方からおきましては、別立てのところ、今あったその「保育士の借上げ事業」であるとか、もっと前提となるようなご質問、疑問というものをお話いただけるといいかなと思っています。学生の皆さん、分からないこともたくさんあると思うけど。いかがですか。

・寺田委員

お聞きしたいのですが、宿舎借上げのことでちょっとお聞きしたいのが、保育士の宿舎を借り上げることで離職率が減るんですか。その実態はどうなんでしょうか。

・子育て支援課長

実際にその事業による効果が単体では切り出して確認していくのは難しいものかなと思っています。保育士の離職防止のような取り組みは、この宿舎借上げ以外にもキャリアアップ事業とか、いくつかの事業が行われているわけなんですけれどそういった様々な取り組みの中で取り組んできているところで、この事業が実際に行われたことによってどれぐらい防止できているのかというのが、なかなか数値化が難しいものと認識しています。

・会長

前提となるところお聞きしたいんですけども、大変具体的なご示唆かなと思います。極論を言うとか給与を上げればいいじゃんという風に思うのが極論かもしれないけども。できる範囲で国の制度を使って実施するという、建て付けかなと思います。東久留米でこの保育士さんの宿舎つ

てどのくらいいらっしゃるのか。「宿舎」みたいなものですよ、いらっしゃるのかというのは把握されていますか。

・子育て支援課長

事業の説明になるんですが、この宿舎は、園とか市が寮を確保してそこに置いていただくような形にはなっていないです。

・会長

最初初見で聞いた時に、寮のようなものだと思ってしまうと思うので、説明していただきたかったと思います。

・子育て支援課長

例えばどこかの賃貸アパートに保育士の方が入れられる場合に、それを在籍する園が一旦借りると。実際に住むのはそこで働く方になると。その家賃に対して上限額はあるんですが補助を行う、そういうような仕組みになってございます。

・会長

平たく言うと家賃補助なんですよ。初めて聞いた人は「宿舎借上げ」と書いてあるから、保育所のための宿舎があって、それを市が借り上げてそこに住んでもらうという風に思っても不思議じゃないですよ。でも現実的にはそうではなくて、今課長がおっしゃったように、保育士さんがお住まいになれるアパート・マンションに対して、その補助を当該保育園を通じて行うということですよ。市内・外は入らないんですか。

・子育て支援課長

すみません。そこは確認させていただきます。

・会長

でも市内の保育園に来ている方がみんな市内に住むとは限らないと思います。自宅から通っている人はこれ対象外になるんですよ。それって「不公平感」として出てこないかなという。前提として、元々の目的が「離職を食い止めよう」というところから発しているのであれば、手当ですよ、この課題に対してマッチした取り組みなのかなというのは一つ疑問に思うのは私だけかな。これは答えを求めているんです。そもそも行政が決めていることでもないですしね。

・坪田委員

私の園でも4名ほどこれを利用している職員がいます。ここには「就業継続・離職防止」とちらに書かれてありますが、印象としてはやっぱり「確保」というのがまずあるのかなと思います。それで、ざっくりした規定は、元々東京都がスタートしたものですので、例えば地方とかから東京の方に保育士として就職するというようなことを応援するという部分が大きいかなと思っていて。部屋を借りる場合は「その園の2km以内」とか「3km以内」とか「同じ市内」とか、ある程度各園で多少規定の中身は違うかもしれませんが、うちの園だと「2km以内」と決めています。

す。地方から来た人とか、東京都内に住んでいなくて埼玉の方からとか神奈川の方に実家があるからとか園の近くにするとということで、何か園であった時にすぐに駆けつけてもらえるとか。あと朝から夜までやっているの、近くの人が早番とか遅番とかを主に担当するとか、その辺は各園と違うと思うんですけども。そういう形でその「まずは確保」ということが目的で、家賃補助をすることで継続していってもらおうというのが、大きいかなと理解しています。

・会長

はい、ありがとうございます。他には、もし自分がとか何かの立場で考えた時に「これは疑問に思う」とかありませんか。同じ方でも何度でも結構でございます。

・北川委員

逆に言うと、この借上げ支援事業というのができる前までは、家賃補助がないのが普通ということですか。

・会長

園によって弾力的な運用だと思います。

・子育て支援課長

過去の取組については今把握していないんですけども、今回ご説明したのは国の事業なんですけど、東京都もこの借上げ事業というのをやっています。対象拡大というか、そういう形で実施してきているという状況はございます。

・北川委員

やはり東京都なので家賃は高いと思うので、これはないと若い女性が多い職業で、厳しいのはもう想像に難くないと思うので。上限がどれくらいとか、あるいは市外から住んだ場合は交通費が出るのかとか、そういったところになってくるとは思うんですけど。就業の条件ですかね、就職の。こういうのが一般的であって欲しいなというところは思いました。

・会長

少しポイントずれるかもしれませんが、都内の例えば小学校にお勤めの教員なんかは、しっかりと住宅手当として出ていますからね。

・子育て支援課長

事業者を支払われる運営費、公定価格というものがあります。そちらの方が地域によって区分が変わっていて金額が違うような形になっています。ですので、東京のように物価が高いと言われている地域は高めに設定されていて、事業者はそのお金をもとに賃金等を支払っていくという形になっていて、そこでそういった地域差への配慮というのはされている仕組みになっています。

・会長

ありがとうございます。他にございますか。

・岩澤委員

「保育士さんの確保」というところでお話を聞いていたんですけども、保育士さんって若い方だけじゃないと思います。お子さんいる方で保育士の資格を持っている方もたくさんいらっしゃると思うんですが。聞いていると「若い方向けのもの」なのかなと思って。もっと年齢の上の方も、保育士として働けるような手当とかあるともっと保育士として働く方が増えるんじゃないかなと思ったんですが、どうですか。

・会長

今のご意見、おそらく尤もなご意見かなと思います。保育士の、給与等につきましては、もちろん東久留米市が決めるわけではないので、もう少し大きな枠組みの中で保育士の安定的な確保については、やはり国が色々と検証をしていくべきことじゃないかなと思います。おっしゃっていただけることは誠にその通りだと思いますのでありがとうございます。それでは皆さんから多数ご意見いただきましたので、事務局の方としては取りまとめていただき、検討できるべきところは検討していただければと思います。

4 こども・若者に関するアンケート調査報告書について

こども政策係長

次第 4、「東久留米市こども・若者に関するアンケート調査報告書について」ご説明をいたします。お手元には資料1「報告書(案)」と資料1の2「その概要版」、こちらの方をご用意いただければと思います。資料1「アンケート調査報告書案」は、昨年11月に行いましたアンケート調査の結果を取りまとめたものです。ご覧の通り、約180ページございまして、これを全て説明していきますと時間がかかりすぎるので、調査結果のポイントをまとめました1の2「概要版(案)」の方をもとに、資料1の報告書の該当ページを示しながら簡単に説明してまいります。合わせてご覧いただければと思います。なお、報告書につきましては、具体的な分析までは行っておりません。ですので、この数字の背景にある事情ですとか、そこから導き出せる課題についてはまだ抽出していないということは前提にお聞きいただければと思います。

・会長

今ご説明の途中なんですけども。聞いていると時間がちょっと超過してしまいそうなので、もしよろしければ委員の皆さん、率直にこれを読んでもらって何か気になるところがあれば挙手にてご発言いただけるという形を取りたいんですけども、よろしいですか。

・こども政策係長

それで結構です。

・会長

いや例えばですけど、3ページ目のところなんかで課題まとめのところ「ヤングケアラーという言葉を知らない児童が半数以上おり周知が必要です」みたいなことが書いてあるわけですよ

ね。例えば学校ではどうご指導されているのかとか、取り上げられているのかとか、そういったことも気になるわけですね。

周知されていないということは知らないわけですから、じゃあどう周知すべきかって話になったりもするので。そのような形でちょっと皆さん目読していただいて、1、2分ですね、見てもらって。気になるその見出しがあれば挙手にてご発言いただいて。その根拠となるアンケートの内容が何ページに相当しますよというのは事務局の方からもご説明いただけると思いますので、1、2分よろしくをお願いします。

それではどうでしょうか。何か気になる文面とかございましたら、感想・質問何でも結構でございます。いかがですか。

・浅見委員

あの分厚い報告書（案）、ありがとうございます。届いたのが昨日の夕方、ちょっと読んでまいりました。本当にありがとうございます。感想2つと質問1つをお願いします。

幼稚園は保育所を希望する方が多くて、今非常にこどもが減っています。それで是非知りたいと思ったのが、9ページの「お母さんの職業」で専業主婦が何パーセントかが分からなくて。このグラフだと多分少ないのかなと思ったんですが、この細かいところが読み取れなかったのも、何パーセントか教えていただきたいなというのが一つあります。

それから感想は、23ページのクエスチョン34「お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがあった」というのが10%というのには大変驚きました。この「買えない度合い」が、給料日前だから今日は控えようだったのか、本当に買えなかったのか、どうやって過ごされたのかなというあたりがちょっとドキッとしまして。10%もいるというのをこれから分析されるということですが、どう考えたらいいのかなと私も思っているところです。

最後感想です。後ろの方に「生の声」がいっぱい上がっていて、面白いと思って全部読んでないんですけど。中学校のトイレが汚いのを洋式にしてくれたのとかあったんですが。ちょっと興味があったのが、流山市でしたでしょうか。駅にこどもを預けたら、そのまま保育園に送り届けてくれるところがあるという記述があって。そんな色んなことをやっている行政があるんだなというので、他にも色んな方法が実はあるんだなということ、この生の方の声で知って非常に興味深く読みました。

こうやって生の声を拾うというのはとってもいい取り組みだったと思うので、これを是非活かしていただけたらと思います。以上です。

・会長

ありがとうございます。ご質問9ページないしは23ページということなんですけれども、まだ具体的な分析をしていないので、この会議の場でミスリードで「分析はこうだろう」で進むというのはちょっと危険かなと思っています。

ただ一方で、今は答えられないかもしれないですけど、委員ご指摘の通りここの数字ってすごく気になるよねというのは頭に入れといていただいて、もし今後分析できるような手順があれば、この会議の場でご発言いただければなと思います。この10%はおそらくそうだろうという仮の議論で進むというのはすごく怖いことだと思います。

・浅見委員

それは何も求めていません。

・会長

こういう指摘があった、これは非常に気になる数値だということを今回行政の方も理解していただきましたので、分析に是非協力いただければなということでもよろしいですかね。

・浅見委員

9ページの答えだけ教えてください。専業主婦が何%ですか。

・こども政策係長

専業主婦の割合ですけれども、今回の調査では15.6%となっております。

・浅見委員

ありがとうございます。結構いましたね。

・こども家庭センター長

9ページの、問11のところに記載がございます。

・浅見委員

ありがとうございます。専業主婦、15.6%。ありがとうございました。

・北川委員

まとめられている方に書いてある通りだと思うんですけども、第6章自由意見のところ、保護者からかなり色々なものがたくさん出ているんじゃないかなと思います。

うちも一番上の子が中学校に上がるのがあと数年というところで、中学校の給食の問題はずっと10年以上ですけどもずっと気になっていて。というのも保育園と小学校が本当に食事が美味しいんですよね。本当に羨ましいぐらい食事が美味しくて。家で多少食べない時期が小さい頃なんてありますけれども、保育園の美味しいものがちゃんと完食したって書いてある連絡ノートを見て安心して子育てしてきたこの数年だったので。

ここまで恵まれた給食を取って中学になったら、ギャップの激しいことと言ったら、本当にご近所さんからよく聞く話です。中学校は義務教育ですし、ここを充実させることは、あまねくに行き渡る福祉というところになると思いますので。是非お願いしたいなというのが一保護者の意見です。

あと医療費に関してとか予防接種の助成とか、隣の畑がよく見えるじゃないですけど、近隣の他市がやはりやっていることとかいうのは、情報としても入ってきますし。それこそ不公平感が漂う内容なので、ここも是非ご検討をいただきたいなというのを、私もこの自由意見に関係して思う内容が多かったので発言させていただきました。

・会長

ありがとうございます。中学校給食ですね。委員のご意見としてしっかりと議事録に残したいと思えます。

・こども家庭センター長

一つだけ、学校給食に関して「福祉」というご発言があったんですけども。東久留米市の場合は義務教育中学校の給食も含めて「教育」というカテゴリで議論をしておりますので、教育委員会なしでこの場だけで議論を進めることはできないということだけご理解いただきたいと思えます。

・会長

委員ご指摘のところは、率直な保護者の意見として、というところだと私は認識しておりますので美味しく食べられたらいいなと思うところがございますので。行政は行政の立場があるとは思いますが、単純に中学校の給食を美味しく。あとそれと他市・他区のところに関しましては、やはりこの時代 SNS が非常に皆さんの手軽な気軽な情報源として活用されているところがございますので。これは引き続き成功している事例も含めて、色々と行政の方で研究などもいただければなと思えます。

他にはいかがでしょうか。

・井原委員

感想というか質問なんですけれども。最初のページにある第2章のところの世帯状況のところの回答者、母親が 82.6%、父親が 16.6%。私の時代からすると「父親が回答したんだ」という 16%というのがそんなに回答する父親が増えたんだなという実感があります。これは東久留米に限定して言うと少ないのか、それとも世の中 50%50%になるべきなのかとか、そういうところのご判断を市としてはどう思っているのかなというのはいました。以上です。

・会長

ありがとうございます。まさしく委員がおっしゃっていただいたような分析というのがこういうことだと思っておりますので。出された数字が、いわゆるどういう意味を持つのかというところを、今後行政の方と一緒に詰めていきたいなと思っております。

ただ肌感覚で言うと、私も父親としてはほぼ行事は全部行ってますので。16%という数字は、普通というか低くはないなとは思いますが、もっとあってもいいかなぐらいな感覚ではあります。お父さんたち結構来てますよね、行事に。

先ほど浅見委員からお話があったように、一般論として「自由記述」をこれだけ書いてくれるところって、ほぼないですよ。僕が知る限り色んな委員会をしておりますけど、これだけいっぱい書いてくれるというのは、本当に皆さんが東久留米に対して思いを持っているんだなということの現れじゃないかなと思っております。

特に今回このアンケートを取る中で、お祭りの時に高木委員が一生懸命活動していただいて収集していただいたこともあると思うので、是非一言、二言お願いします。

高木委員

感想としては、家では「お母さん大好き」みたいな子も外だとお父さんの手繋いでいたり。お父さんと来て一緒にアンケート答えてくださったこととか、昔よりという言葉に弊害がありますが、父親というかパパも育児参加したいんだなという意欲がすごく見えました。

あとそれと感想なんですけど、私の実体験なんですけど、ヤングケアラーのところに「日本語が苦手だからヤングケアラーをしている」という回答があつて。私の中学時代にも中国籍の子が同級生にいて、両親と共に中国人なので日本語を分からずに勉強している子がいて、その子が中学で日本語の勉強と一緒にしていた経験があつたので。そういう支援があるといいなと思います。以上です。

・会長

高木委員は直接アンケートを回収したりお願いしたりしたところで具体的なお父さんの話をさせていただいてありがとうございます。

後段の方の話で言うと、アウトカムが僕が考えたのと違って。結構その外国にルーツのある親御さんがいるんだけど、日本語が上手なのはこどもだから、色んな公的支援とかそういうところの窓口に行くのもこどもを連れて、こどもが翻訳をしてもらったりという、こういうヤングケアラーの形というのは今、結構あるんじゃないかなと思っているんですね。話は違うかもしれないですけど、少なくともそういうのを承知しています。

このヤングケアラーの問題については、皆さんご承知の通り「各家庭の問題」でもあるので。本人もどこまでがヤングケアラーなのか、家族のことだから当然当たり前になっているのか。これなかなか線引きというのは難しいですね。是非とも今後このヤングケアラーの問題については、機会があればより深掘りしていけたらなと思います。

こちらの方の（案）の最後のところなんですけど、これ「若者」も聞いていて、18歳から29歳なんですね。これ、他のところはかなり細かく聞いているんですけど、18歳から29歳ってかなり幅ありますよね。学生の人もいれば、まだ結婚前の方もいれば、結婚している方もいれば、出産している方もいるので。

これは東久留米というかこの行政に対してという意味ではなくて、そもそもこういう枠組みでこれを聞くということ、要するに法律的に18歳のところからなんで29歳までみたいなところの疑問は持っています。疑問は持っていますけども、こうした若者世代の考え方を吸い上げるところにおいても、ちょっと情報が少ないかなと、色んな方々がいるので情報が少ないかなというのは個人的には思っているところです。

もう一つ、資料の2なんですけども。一旦このアンケートに関しましては終了させていただきまして、こちらの「分析結果」の方の内容についてお願いします。

・こども政策係長

資料2の方について簡単にご説明いたします。こちらにつきましては、11月に行いました「市民みんなの祭り」でのこども・若者への意見聴取と、デジタル掲示板「くるりっど」を使って意見を募集したものの結果となっております。

東久留米のいいところ、東久留米でもっと便利になったらいいと思うこと、東久留米がもっと楽しくなるアイデアについて意見を募集しまして、それをまとめております。前回の会議の際にもワードクラウドなどをお示しさせていただきましたが、基本的には同じものということになっ

ております。

いいところとしては「自然と水辺環境」、あとは「買い物の便利さ」、暮らしの「住環境」についての意見が非常に多くなっていたというところです。

もっと便利になったらいいと思うことについては、「公園」ですとか屋外の「遊び場」の整備が多く、また「映画館」ですとか「アミューズメント施設」といった商業娯楽施設の誘致といったものが意見として多く見られました。

もっと楽しくなるアイデアにつきましては、便利になったらいいと思うことと類似の回答なんですけども、「公園の遊具の充実」に関する意見が多く見られました。また「祭り」や「イベント」など、人の交流が増えることを望むという意見も多くありました。これは祭りで実際に意見を募集したというところもあるのかもしれませんが。

アンケートにおきましても、高校2年生世代と若者世代の東久留米を好きかどうかという質問を設けましたが、「好き」という理由として、自然環境に恵まれている、通学・通勤・買い物などに便利であるというような回答が多く見られたこととも一致しているのかなという風に思っております。今回のアンケート調査と掲示板などを通して、集まった意見についてこれから分析を行いながら、計画の策定に向けて進めていきたいと思っております。報告としては以上になります。

・会長

ありがとうございます。資料1、資料2、いずれにしましても市民の方からアンケートいただいたものに対する結果になるかと思います。こちら、資料1、資料2、改めて何かご質問、またはこれを踏まえて委員の皆さんの個別なご感想などございましたら挙手にてご発言いただければと思います。

・井原委員

アンケートなんですけれど、小中学生は「悉皆調査」となってますよね。悉皆調査でありながら、回答数というのが26%だったり21%という状況なんですけど、これってどう判断したらいいものなんですかね。悉皆だったら普通は100に近い回答をもらえるはずなのが、どうしてこんなに少ないのかなというのが素朴な疑問です。

・こども家庭センター長

ご説明申し上げます。「悉皆」というのは、アンケートの対象に対しての悉皆ということになります。要するに「お願いします」ということを当該学年の全てのお子さんをお願いをしたということになります。

回答率を上げるために我々は、校長会ですとか現場に足を運びまして、学校の中で周知をしてください、こどもたちが答えられるようにしてくださいというお願いをしてきました。その一方で、各学校は教育課程の中でこのアンケートに取り組む時間を取ることができた学校もあれば、持って帰っていただいてこどもに宿題という形でやってもらったところもあり、結果的にはこういう数字になったということでございます。

率としてはこの率になりましたけれども、集まった意見の数としてはご覧いただいたように非常に多くの意見をいただいているので、これが統計的に無意味な数値の結果があるという風に

我々は思っていないというところでございます。

・高橋委員

私も質問しようかなと思っていました。全ての人にこう撒いたので回答が高くなるということは多分ないかなと、私は思うんですけれども。学校配付なのにここまで低いというのが、ちょっと私は疑問でした。

というのも、その回答を「こどもたちのために」と言って行政でやっている。で、学校現場で色々なカリキュラムがあるのは分かるし、調査票もすごいボリュームだったので、多分時間がなかなか取れないというのはあるだろうなというのはあったんですけれど。

他の自治体さんの調査とか見ると70%とか80%とか取ってる事例って結構ある中で、この数字を見た時に「大丈夫ですね」と思いながら咀嚼をしていくと、ちょっと危険なのではないかな、というのが個人的に思ったことです。

今「持ち帰って」という話もあったと思うんですけど。宿題を出す子というのは、そこまで、もしかしたら所得とか課題を抱えていない子が、出せるというような見方もあるかなと思ってるので。今回こう回答として出された子が、この結果に対して必ずしも実態をしっかり捉えているか。むしろちょっと危機的に本来を読み解くべきなんじゃないかなというのが、個人的な感想でございます。

こども家庭センター長

ご意見として承ります。ただ、他市において高い回答率を得ている場合はおそらくなんですけれども、これは教育委員会もしくは学校として「やりなさい」と、教育委員会の縦のラインの中でやると、その数字が出るんだと思います。

我々は市長部局として学校側にお願いをするという立場の形でアンケートを設計し、実施をしましたので、強制力がそもそもないですね。で、いわゆる例えば学校でやっている「いじめの調査」だったりとかそういうことをすると、もっと高い数字が上がってきているのは別の市でも同じ状況になっています。

ですので、こうした結果にはなるけれども、これをどう捉えるかについては先ほどの分析だったり、我々の問題、もしくは委員の皆様がこれをどう意見として受け止めるのか。全体把握していると取られるのか、それとも一部の回答者が答えてくれただけの意見を出しているのかと、どういう風に判断をするのはそれぞれのお考えになるのかなと思います。

・会長

ちょっと私から、研究者としての立ち位置でお話をさせていただきますと。委員ご指摘のように「悉皆調査」というのは全数調査なので、基本的には理想値としては100%なんです。なので、今行政の方で大まかに全体としてトレンドを掴んでいるというのは、問題ないと思うんです。

ただ言葉としてこれを「悉皆調査」と書いていいか問題は、今のご意見を聞いてあるかなという風に思います。数値そのものに信頼性がないとは言いません。これ有意差を見てもそんなに有意に差があるとは思えないし回収率も十分ですので、それはいいと思うんですけど、文言として委員ご指摘の通り「悉皆調査」と言うのであれば全数調査なので、ほぼ100%をもらえるような状況で行うべきことの文脈になりますので。もしご検討いただけるのであれば、この調査の方法

について注釈をいただけるか、また別の言葉に直していただけるかということ。

加えて、調査結果の信憑性に関しては、特段私が見ても問題ないと思ってますので、トレンドはしっかり捕まえているとは感じておりますのでこの言葉だけ、少しご検討いただければと思います。

・高橋委員

すみません。今の文脈とはちょっとずれちゃうかもしれないんですけど。今回の結果で、その貧困層とか、課題を抱えている方々、こどもたちの何かこう手当をとか支援をみたいを考える文脈になるので、概要版の1枚目に記載のあった下から2行目の部分とか、このこどもの「受診させなかった経験がある」という回答なんですけれども。

これ「理由付きである」という方が9.7%ということは、多分1割ぐらいいるんだなと私見ていたんですけども。実際の報告書を見てみると、理由と理由付きであるというのが、1割って読めなくてですね。これどうやって読むんだろうなど。

・会長

その点につきましては、これから分析、再三申し上げているように、この結果と例えば齟齬があった場合にどう解釈するのが正しい解釈なのかってこれからの話ですので。今委員おっしゃっていただいたことも十分な検討材料として。乖離が他にはないかどうか含めて、今後事務局の方に精査していただきたいなと思ってます。

・高橋委員

報告書に載っている数値かなと思ったんですよ、この9.7%というのが。資料1の報告書に載っている数値かなと思って見に行っただけなんですけど。

・会長

資料1の2のその9.7%が、資料1の資料の中に何ページなんですかという、そういうことですか。

・高橋委員

16ページの質問って「受診させなかった」という質問になっていて。どうやってこの経済的理由でとご判断されたのかがちょっと分からない。

・こども政策係長

問23で「受診させなかったことがありましたかと質問していて、その次の17ページの間24で「それがあった方についてお伺いします」ということで、選択肢がいくつかある中で、9.7%の方だけこの問24に進みますので、その方がこういう割合でこういう答えをしてるということになります。

・高橋委員

経済的理由で受診させなかった経験があるというこの層が9.7%と読み解くってなかなか難し

くないですか。もっともっと全然少なくて。だから市としては前向きな結果が出ているんじゃないかなと思ったんですよ。

76人の中で経済的理由で受診させなかったという選択肢で、最初の2つ（公的保険未加入、自己負担不能）ですよ。それぞれ多分1.3%だと思うんですよ。その結果って9.7%の中の1.3%なんじゃないかなって私は言ったんですけど。

・北川委員

概要版の「経済的理由等で」と最初のところに書かれちゃうから、なんとなく受診させなかった経験がある理由が目立っているんじゃないかという見え方ですよ、単純に「過去1年間に受診させなかった経験がある」が9.7%。

そのうち「経済的理由等」を答えた方が一とした方がもっと分かりやすいんじゃないかなという。おっしゃる通り概要を見た時に「経済的理由からしてなかった」がすごく見える書き方になってませんか、というので。この表現を変えた方が結果がもっとダイレクトに伝わるんじゃないかということですね。

・こども家庭センター長

承知いたしました。この部分を直させていただきたいと思います。

・池邊委員

資料2のですね、27と29が全く同じ内容なので。何か一つ結果が漏れているんじゃないでしょうか。あと33の一番上の「CAJ」って何ですか。

・北川委員

「CAJ」はクリスチャン・アカデミー・イン・ジャパンです。

・会長

駅前のインターナショナルスクールですね。

・会長

パワーポイントの27、29は重複しています。最後確認させていただきます。

このアンケートはそのまま書かれていると思うので、特に補正していないじゃないですか。アンケートをどこかに「原文のまま」とか「発言者のまま」みたいに書いておいても親切かなと思いました。あえてそのままにしていますよというようなことを、生の声を拾っていますよということをどこかに書いてもいいかなと思いました。

・会長

アンケートの方、皆さんにも事前配付を含めて見ていただきましたけどもそろそろお時間の方も迫ってまいりました。最後ご質問、言い忘れたよという方いらっしゃいましたら挙手にてお願いできればと思います。

内田委員

先ほどヤングケアラーのこととか色々出てきましたので、お話をさせていただきます。

今回のこのアンケートについては、かなり量が多いです。今、学校の教育課程をよく考えますと、このアンケートを学校で悉皆でやるというのは、大変時間が作れないのが正直なところですので学校によっては学校で取り組むってこともありましたし、家に持ち帰ってそれぞれ取り組むというのが現実です。

合わせて、内容が割とセンシティブな内容もあります。いじめのアンケートもそうですけれども、学校で書いてしまう、例えばヤングケアラー、本当にヤングケアラーの子は学校ではなかなか答えられないというのが現実であります。ですのでいじめアンケートなども持ち帰ってお家で書いて持ってきてという場合も中にはあります。

これは本当に言い訳ですけれども回答率が低かったという部分では、なかなかご協力が厳しかったという部分はあります。これが今、学校の現状だと私は思っています。

そして、こどもの権利とそれからヤングケアラーということも含めてですけれども、この周知が足りないという部分については、学校としての反省はあります。これをやっぱり子どもたちにきちんと伝えていかなければいけないというのを、私も昨日届いて色々やっていますので、読んでいる中で足りていないなというところはすごく感じているので、今後学校としてというところでやっていかなければならないということはすごく感じています。

保護者と接する機会もとても多いのですが例えば公的サポートも含めてですけれども、保護者も知らないことがとても多いということ、すごく感じています。学校から「こういうサポートありますよ」とか「こういう支援がありますよ」ということをご紹介しますことも正直あります。「電話もここですよ」とか「こういうものもありますよ」とかということもあります。

ですので学校も、保護者と繋がりながら色々支援の方法、公的サポートもお伝えする部分もあります。やはりこうやってアンケートを取ったからには、市としても、先ほどご意見で出ましたけれども、公平に皆さんに「色んな支援があるんだ」とか「こういうサポートがありますよ」というのが分かるように伝えていかないと、結局のところ子どもたちが不公平感を感じるというところに繋がるのではないかなと思っています。

それからもう一つ。回答したお子さんやご家庭はまだいいかなって私は思っています。回答できていない、回答していないとか、忙しくてできなかったご家庭もあるんでしょうけれども。やっぱりそういうご家庭がどう思っているのかということも合わせて考えていかないと、このせつかくの調査が市民のために生きていかないのかなと思っています。

その辺のところは、この調査を取った目的も含めて、東久留米市として子どもたちをこれからどう育てていくのか、保護者も含めてですけれどもどう支えていくのかということ、目的をはっきりさせた内容で、市民に周知していただくと私は嬉しいなと思います。それに対して学校も、できる範囲でご協力をさせていただければなというところではあります。

・会長

ありがとうございます。あの、私の言い方が悪かったからそういうご判断をいただいたのかなと。決して学校を責めているわけではなくて。そもそもヤングケアラーという言葉例えば知っていても中身を理解できていないということもあるのかなと思っています。

今いただいた貴重なご意見を、是非今後のアンケート活動、他にもこれからあるかもしれませ

るので、活かしていただければなという風に思います。現場の貴重なご意見、どうもありがとうございました。

それでは皆さんから様々ご意見いただきました。本当にありがとうございます。つきましてはこの事務局の方で今回の資料をもとに作業を進めていただき、整い次第、公表をしていただきたいと思います。また、委員からいくつか指摘もございましたので、その部分も修正・訂正していただきながら最終取りまとめをお願いできればと思います。

5 その他

・会長

それでは次に次第5「その他」として報告など、事務局からよろしく申し上げます。

・こども家庭センター長

それでは次回、来年度になりますけれども、会議に関してご説明申し上げます。今年度令和7年度の会議は本日が最後となります。8年度の会議は、今のところ年間5回を予定させていただいておりますが、その第1回には7月頃を予定させていただこうと思っています。詳細につきましてはまた調整した上でご連絡をさせていただきます。

第1回目の中身としましては、こども計画の中身についても色々とお話しいただければなと思っています。詳細についてはまたご連絡をさせていただきます。

なおもう1点お知らせがございます。この4月から、東久留米市組織改正を予定されておりまして、3月議会に条例の改正案が出ております。この条例が可決されましたら、現在の「子育て支援課」の名称が変わります。「子育て支援課」が「保育幼稚園課」と変わることになります。まだ条例が決まっていないので確定ではないんですけどもこの時点でのお知らせとさせていただければと思います。以上です。

・会長

すみません。今の最後のお話ですけど、これ議事録に載せていい話ですか。確認です。

・こども家庭センター長

議案として、これから上程という意味でご説明をしています。確定ではないです。

・会長

分かりました。取り扱いについては十分注意して検討いただければと思います。次が来年度7月頃ということで、時間がありますので、またタイミングが近くなりましたら皆さんに日程調整等に関しまして、追って連絡ということになります。それでは本日予定しておりました内容はこれで全て終了とします。以上をもちまして閉会します。委員の皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。